

愛・地球博キャラクター・マーク等有償使用権許諾要領

沿革	平成 20 年 4 月 1 日	20 要領第 1 号	制 定
	平成 20 年 8 月 1 日	20 要領第 3 号	一部改正
	平成 20 年 12 月 1 日	20 要領第 6 号	一部改正
	平成 24 年 4 月 1 日	一般法人移行に伴う一部修正	
	平成 25 年 12 月 7 日	25 要領第 2 号	一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、一般財団法人地球産業文化研究所（以下、「財団」という。）が所有する 2005 年日本国際博覧会（以下、「愛・地球博」といいます。）に係る商標を有償で使用する場合の使用権許諾の審査基準、申請手続、使用条件、使用方法等を定めることを目的とします。

(使用権許諾をする商標)

第 2 条 財団が第三者に使用権を許諾する商標は、日本国特許庁に登録された商標であって、マスコットキャラクター、マスコットキャラクターの名称、マスコットキャラクター名称ロゴ等（以下「キャラクター・マーク等」といいます。）とします。

第 2 章 審査基準

(使用権許諾の審査基準)

第 3 条 キャラクター・マーク等の使用権許諾を受けることができる者は、日本の企業又は団体であって、その事業活動に問題がないと認められる者（以下、「適格者」といいます。）とします。

2 キャラクター・マーク等を使用できるものは、適格者が環境に配慮し又は環境保護の取組みのために使用するものとなるもので、次の各号に掲げるものとします。

- 一 商品（その包装材を含みます。）
- 二 サービスの提供
- 三 企業活動
- 四 景品
- 五 広告

3 前 2 項にかかわらず、財団は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると判断した場合には、キャラクター・マーク等の使用権の許諾を行いません。

- 一 愛・地球博の理念継承発展に資すると認められないおそれがある場合
- 二 キャラクター・マーク等の使用目的が明らかでない場合
- 三 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある場合

- 四 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- 五 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- 六 品質、性能等に関して客観的な効用が明らかでない場合
- 七 商品販売又は景品若しくは広告等の頒布先が明らかでない場合
- 八 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 九 その他、キャラクター・マーク等の使用が不適切と認められるおそれがある場合

第3章 使用申請及び仮許諾

(使用申請)

第4条 キャラクター・マーク等を有償により使用しようとする者（以下、「申請者」といいます。）は、次の書類（以下、「申請書類」といいます。）を財団に提出します。

- 一 別紙様式第1による「キャラクター・マーク等有償使用申請書」1通
 - 二 キャラクター・マーク等の使用形態及び企画内容を説明した書面1通
 - 三 商品にキャラクター・マーク等を使用する場合には、その商品の一覧表1通
 - 四 企業又は団体の事業概要書又は事業概要を紹介したパンフレット1通
 - 五 直近3年間の決算報告書又は決算内容がわかる書面1通
- 2 前項にかかわらず、別の申請において、申請書類のうち前項第4号及び第5号の書類を6ヵ月以内に提出している場合には、その提出を省略できます。
- 3 財団は、提出された申請書類を申請者に返却しません。

(仮許諾)

第5条 財団は、申請書類を受理したときは、第3条に基づいて審査し、申請者が適格者と認められ、使用するものが同条第2項各号に掲げるもののいずれかに該当し、かつ、同条第3項各号に掲げるいずれの場合にも該当しないときは、キャラクター・マーク等有償使用仮許諾書（以下、「仮許諾書」といいます。）を申請者に発行します。

(仮許諾できない場合の通知)

第6条 財団は、受理した申請書類を第3条に基づいて審査した結果、キャラクター・マーク等の使用の仮許諾ができないときは、その旨を文書により申請者に通知します。

第4章 キャラクター・マーク等の表示適合確認

(デザインシートの提出依頼)

第7条 財団は、仮許諾書が発行された者（以下、「仮許諾者」といいます。）に対して「デザインマニュアル」を交付して、デザインシート（「デザインマニュアル」において定める様式により、商品イメージ、キャラクター・マーク等の表示位置等を示すデザインシートをいいます。以下同じです。）の提出を依頼します。

(デザインシートの提出)

第8条 仮許諾者は、デザインシートの提出依頼を受けたときは、交付された「デザインマニュアル」によりデザインシートを作成し、次のものを財団に提出します。

- 一 作成したデザインシート1点
- 二 仮許諾書

(デザインシートの確認等)

第9条 財団は、提出されたデザインシートにより、キャラクター・マーク等の表示が「デザインマニュアル」に適合していることを確認し、適合しているときは、仮許諾書の「表示適合確認」欄に確認の印を押印して、その仮許諾書を仮許諾者に戻します。

- 2 財団は、必要な場合には、キャラクター・マーク等の表示を「デザインマニュアル」に適合するように修正することを依頼し、新たなデザインシートの提出を仮許諾者に求めることができます。
- 3 仮許諾者は、財団から新たなデザインシートの提出を求められときは、キャラクター・マーク等の表示が「デザインマニュアル」に適合したものに修正したデザインシートを財団に提出します。
- 4 前3項の規定は、修正したデザインシートの適合確認について適用します。
- 5 財団は、原則として、提出されたデザインシート及び修正されたデザインシートを仮許諾者に返却しません。
- 6 財団は、デザインシート及び修正されたデザインシートの制作及び提出に要した費用を一切負担しません。

第5章 試作品の適合確認

(試作品の提出)

第10条 仮許諾者は、前条第1項に基づいてキャラクター・マーク等の表示適合確認を受けたときは、次のものを財団に提出します。

- 一 そのキャラクター・マーク等の表示適合確認を受けたデザインシートに基づいて作成した試作品1点
- 二 仮許諾書

(試作品の確認等)

第11条 財団は、提出された試作品が次の各号に掲げる要件を満たしているか否かについて審査し、それらを満たしているときは、仮許諾書の「試作品適合確認」欄に確認の印を押印して、その仮許諾書を仮許諾者に戻します。

なお、財団は、試作品の適合確認のために、提出された試作品を外部の検査機関等に送付して、検査等の確認業務を外部の検査機関等に依頼することがあります。

- 一 第9条第1項に基づいてキャラクター・マーク等の表示適合確認を受けたデザインシートに基づいて作成されていること。
- 二 環境面に配慮して作成されていること。
- 2 財団は、必要な場合には、前項各号に掲げる要件を満たすように試作品を修正するように仮許諾者に求めることができます。
- 3 仮許諾者は、財団から試作品を修正するように求められたときは、改めて修正した試作品を財団に提出します。
- 4 前3項の規定は、修正した試作品の適合確認について適用します。
- 5 財団は、原則として、提出された試作品及び修正された試作品を仮許諾者に返却しません。
- 6 財団は、試作品及び修正された試作品の制作及び提出に要した費用を一切負担しません。

第6章 品質検査書の確認

(品質検査書の提出)

第12条 仮許諾者は、前条第1項に基づいて試作品の適合確認を受けたときは、次の書面を財団に提出します。ただし、試作品に基づいて製造し販売又は提供する商品又は景品がない場合には、次の書面を提出する必要はありません。

一 試作品に基づいて製造し販売又は提供する商品又は景品に関する品質検査の結果が確認できる書面（以下、「品質検査書」といいます。）写し1通

二 仮許諾書

- 2 前項にかかわらず、品質検査書の提出は、試作品の提出と同時に行うことができることとします。

(品質検査書の確認等)

第13条 財団は、提出された品質検査書により検査書に記載された商品又は景品が消費者に販売又は提出しても問題ないことを確認し、それが確認できたときは、仮許諾書の「品質検査書確認」欄に確認の印を押印して、その仮許諾書を仮許諾者に戻します。

なお、財団は、品質検査書の確認のために、提出された品質検査書を外部の検査機関等に送付して、検査等の確認業務を外部の検査機関等に依頼することがあります。

- 2 前項の確認は、品質検査書に記載された商品又は景品の品質を財団が保証するものではありません。
- 3 財団は、必要な場合には、追加の検査データ又は新たな品質検査書の写しの提出を仮許諾者に求めることができます。
- 4 仮許諾者は、財団から追加の検査データ又は新たな品質検査書の写しの提出を求められたときは、それらの書面を財団に提出します。
- 5 前4項の規定は、新たに提出した品質検査書の確認について適用します。
- 6 財団は、原則として、提出された品質検査書の写し並びに追加の検査データ又は新たな品質検査書の写しを仮許諾者に返却しません。

- 7 財団は、品質検査書の写し並びに追加の検査データ又は新たな品質検査書の写しの取得及び提出に要した費用を一切負担しません。

第7章 使用権許諾

(使用権許諾)

第14条 財団は、キャラクター・マーク等の表示及び試作品の適合確認並びに品質検査書の確認が完了したときは、キャラクター・マーク等使用権許諾書（以下、「許諾書」といいます。）を仮許諾者に交付します。

- 2 許諾書は、許諾書の交付を受けた者（以下、「ライセンシー」といいます。）が第16条第1項に定めるキャラクター・マーク等の使用権許諾料（以下、「ライセンス使用料」といいます。）を支払ったときに、その効力を発効するものとします。

第8章 ライセンス使用料

(ライセンス使用料の区分)

第15条 ライセンス使用料の区分及び金額は、次のとおりとします。実際に支払う金額は、次に定めるライセンス使用料のそれぞれの金額に、それに対応する消費税及び地方消費税を加えた額となります。

一 基本料金

20,000円（法人番号が付され2回目以降の許諾のときには、不要とします。）

二 従量使用料又は固定使用料

ア キャラクター・マーク等の使用が許諾された商品（以下、「ライセンス商品」といいます。）の場合にあつては、そのライセンス商品に対する従量使用料

各ライセンス商品ごとに、次の式により算出された金額

$$\text{従量使用料} = A \times B \times C$$

A = ライセンス商品の想定小売価格単価

B = ライセンス商品の製造数量

C = ライセンス料率（財団とライセンシーとの間で合意した料率）

イ キャラクター・マーク等の使用が許諾された景品（以下、「ライセンス景品」といいます。）の場合にあつては、そのライセンス景品に対する従量使用料

各ライセンス景品ごとに、次の式により算出された金額

$$\text{従量使用料} = A \times B \times C$$

A = ライセンス景品の想定製造原価単価

B = ライセンス景品の製造数量

C = ライセンス料率（財団とライセンシーとの間で合意した料率）

ウ キャラクター・マーク等の使用が許諾されたサービス、企業活動又は広告の媒体（以下、「ライセンス媒体」といいます。）の場合にあつては、そのライセンス媒体に対す

る固定使用料

財団とライセンシーとの間で合意した金額

- 2 前項第2号ウにかかわらず、同号に定める財団とライセンシーとの間で合意した金額は、ライセンス媒体の追加又はライセンス媒体に係る事業に大幅な変更が生じた場合には、財団とライセンシーとの間で再調整し、その金額を増加させることができます。
- 3 ライセンシーが実際に支払うべきライセンス商品、ライセンス景品又はライセンス媒体（以下、「ライセンス商品等」といいます。）に適用されるライセンス使用料は、許諾書に記載された金額又は適用料率を用いて計算した金額とします。

（基本料金の支払）

第16条 基本料金は、最初に支払うべきライセンス使用料とします。財団は、許諾書を交付するときに、その請求書をライセンシーに発行します。

- 2 ライセンシーは、請求書の発行日から起算して14日以内に請求書に記載された金額を指定された財団の銀行口座に払い込みます。

（従量使用料の支払）

第17条 財団は、第20条に定める製造数量申告書に基づいて、従量使用料の請求書をライセンシーに発行します。

- 2 ライセンシーは、請求書の発行日から起算して14日以内に、請求書に記載された金額を指定された財団の銀行口座に払い込みます。

（固定使用料の支払）

第18条 財団は、財団とライセンシーとの間で合意した支払期日の14日前までに、固定使用料の請求書をライセンシーに発行します。

- 2 ライセンシーは、請求書に指定された日までに、請求書に記載された金額を指定された財団の銀行口座に払い込みます。

（ライセンス使用料の取扱い）

第19条 財団は、事由の如何を問わず、前3条により支払われたライセンス使用料をライセンシーに返還しません。

第9章 製造数量の申告及び確認調査

（製造数量の申告）

第20条 ライセンシーは、許諾期間（許諾書の効力発行日から許諾書に記載された許諾の有効期限（許諾の有効期限が延長されているときは、その延長された許諾の有効期限）までの期間をいいます。以下同じです。）内に、ライセンス商品等を製造しようとするときは、事前に、別紙様式第2による「製造数量申告書及び証紙交付依頼書」1通を財団に提出します。

この場合、製造が継続して行われるときは、一定期間に行われる予定製造数量により申告することができます。

(製造数量の確認調査)

第 21 条 財団は、必要と認めた場合には、次の各号の事項が確認できる伝票、帳簿その他データ（以下、「証拠書類等」といいます。）を閲覧し、ライセンス商品等の製造数量の確認調査を行うことができます。

- 一 許諾期間内のライセンス商品等の製造数量
- 二 許諾期間内のライセンス商品等の製造に要した金額
- 三 許諾期間内のライセンス商品等の販売数量又は提供数量
- 四 許諾期間内のライセンス商品の販売金額
- 五 許諾期間内の販売先別ライセンス商品の販売数量及び販売金額
- 六 その他、前各号の事項に関連する事項

2 ライセンシーは、製造数量の確認調査が行われるときは、財団に対して証拠書類等を閲覧に供し、それらに基づいて説明し、質問に答える等確認調査に対して誠実に対応しなければなりません。

3 財団は、確認調査の結果、申告された製造数量よりも多い数量が実際に製造されていたことが判明したときは、ライセンシーに対して前条の申告の修正を求め、ライセンシーは修正申告を行わなければなりません。

第 10 章 証紙

(証紙の貼付)

第 22 条 ライセンシーは、ライセンス商品等には、その一つひとつに財団から交付を受けた証紙を剥がれないように貼付しなければなりません。

(証紙代の請求及び交付)

第 23 条 財団は、製造数量申告書及び証紙交付依頼書に基づいて、申告された製造数量 1 に対して証紙 1 枚の割合で交付し、その証紙代の請求書をライセンシーに発行します。なお、この証紙代の請求は、第 17 条の従量使用料の請求と併せて行われます。

2 証紙代は、1 枚 1 円とします。実際に支払う金額は、証紙代に消費税及び地方消費税を加えた額となります。

3 ライセンシーは、請求書の発行日から起算して 14 日以内に、請求書に記載された金額を指定された財団の銀行口座に払い込みます。

4 財団は、証紙代及び従量使用料が入金されたことを確認した上で、ライセンシーに証紙を交付します。

(証紙印刷の特例)

第 24 条 ライセンシーは、ライセンス商品等に証紙の貼付が困難な場合には、文書による財団の承認を得た上で、証紙の貼付に代えて、ライセンス商品等に証紙の印影を直接印刷することができます。この場合、印刷できる数量は、申告されたライセンス商品等の製造数量に限られます。

2 証紙の交付の有無にかかわらず、ライセンシーは、証紙代を支払わなければなりません。前条第 1 項から第 3 項までの規定は、この証紙代の請求及び支払の手續に準用します。

第 11 章 使用権許諾の諸条件

(許諾の基本条件)

第 25 条 財団は、ライセンシーが許諾期間内に製造するライセンス商品等にキャラクター・マーク等を使用する権利を非独占的に許諾します。

2 ライセンシーは、キャラクター・マーク等に係わる商標権、意匠権、著作権その他の知的所有権がすべて財団に帰属することを確認し、これに対して一切の異議を申し立てません。

3 ライセンシーは、許諾されたキャラクター・マーク等の使用権に係わる権利の全部又は一部について、これを第三者に再許諾若しくは譲渡又は担保差入等一切の処分を行うことはできません。

(ライセンス商品等の製造)

第 26 条 ライセンシーは、証紙を交付された時点（証紙印刷の特例の適用を受けるときは、その証紙代を支払った時点）から、キャラクター・マーク等を使用し、証紙を貼付又は印刷したライセンス商品等（以下、「マーク付きライセンス商品等」といいます。）の製造、販売若しくは提供又は使用若しくは展示を開始することができます。

2 ライセンシーは、マーク付きライセンス商品等にライセンシーの法人名又はロゴマークを表示しなければなりません。

3 ライセンシーは、マーク付きライセンス商品等のすべてについて、第 9 条第 1 項に基づいて表示適合確認を受けたデザインシート並びに「デザインマニュアル」に定められた規格及びカラーに従ってキャラクター・マーク等を使用し、第 11 条第 1 項に基づいて適合確認を受けた試作品見本の水準を維持し、第 13 条第 1 項に基づいて確認された品質検査書に記載された品質を維持しなければなりません。

(第三者への製造委託等)

第 27 条 ライセンシーは、第 1 号に掲げる場合には、第 2 号に掲げる資料を財団に提出して、あらかじめ文書による財団の承認を得なければなりません。

一 承認を要する場合

ア 国内において、マーク付きライセンス商品等の製造を第三者の製造業者に対して委託する場合

イ 外国において、マーク付きライセンス商品等の製造をライセンシーの現地法人が行う

場合

二 提出する資料

ア 前号アの場合には、第三者の製造業者の法人概要及び製造能力が確認できる資料

イ 前号イの場合には、ライセンシーの現地法人の概要資料

2 ライセンシーは、前項により財団の承認を受けて、第三者の製造業者又はライセンシーの現地法人に対して、マーク付きライセンス商品等を製造させる場合には、ライセンシー自らの厳重な製造監督及び品質管理の下で、その製造を行わせなければなりません。

3 ライセンシーは、第1項により財団の承認を受けて、第三者の製造業者又はライセンシーの現地法人に対して、マーク付きライセンス商品等を製造させる場合であっても、この要領に定める義務を何ら免除されるものではありません。

(マーク付きライセンス商品の販売)

第 28 条 ライセンシーは、日本国内に限り、キャラクター・マーク等を使用したライセンス商品（以下、「マーク付きライセンス商品」といいます。）を販売することができます。ただし、ライセンシーは、次の各号に掲げる者に対して、マーク付きライセンス商品を販売又は提供してはなりません。

一 明らかにマーク付きライセンス商品を景品として使用しようとする者

二 明らかに外国においてマーク付きライセンス商品を販売又は提供しようとする者

2 ライセンシーは、キャラクター・マーク等のイメージ又は評判を損なうような態様によって、マーク付きライセンス商品を販売してはなりません。

(マーク付きライセンス景品の提供)

第 29 条 ライセンシーは、承認された目的のためのみに、日本国内においてキャラクター・マーク等を使用したライセンス景品（以下、「マーク付きライセンス景品」といいます。）を提供することができます。

2 ライセンシーは、キャラクター・マーク等のイメージ又は評判を損なうような態様によって、マーク付きライセンス景品を提供してはなりません。

(マーク付きライセンス媒体の使用)

第 30 条 ライセンシーは、承認された目的のためのみに、日本国内においてキャラクター・マーク等を使用したライセンス媒体（以下、「マーク付きライセンス媒体」といいます。）を使用又は展示することができます。

2 ライセンシーは、キャラクター・マーク等のイメージ又は評判を損なうような態様によって、マーク付きライセンス媒体を使用又は展示してはなりません。

(法令の遵守)

第 31 条 ライセンシーは、日本国（外国においてライセンス商品等の製造が行われるときは、その外国又は地域を含みます。）の法令規則を遵守し、マーク付きライセンス商品等の製造、

販売、提供、使用、展示等を行わなければなりません。

第 12 章 広告

(広告)

第 32 条 ライセンシーは、キャラクター・マーク等を使用して、マーク付きライセンス商品の広告又はマーク付きライセンス景品若しくはマーク付きライセンス媒体に関する告知、催事その他広告を行おうとしようとするときは、事前に財団に通知し、財団の文書による了解を得なければなりません。

2 ライセンシーの取引先等第三者が前項の広告を行おうとするときは、ライセンシーは、その広告について、事前に財団に通知し、財団の文書による了解を得なければなりません。この場合、ライセンシーは、キャラクター・マーク等が適正に使用されるように、その取引先等第三者を指導しなければなりません。

第 13 章 免責

(損害賠償請求等への対応)

第 33 条 ライセンシーは、財団が次の各号のいずれかに起因する事由により第三者から損害賠償を求められた場合又はクレーム（製造物責任法に基づくクレームを含みます。）を受けた場合には、それらについて自らの責任において処理し解決し、財団に対して迷惑及び損害を及ぼさないようにしなければなりません。

一 マーク付きライセンス商品等の安全性（原材料、成分表示、製造方法、品質管理に係わる安全性を含むすべてに係わる安全性をいいます。）

二 マーク付きライセンス商品等の品質

三 マーク付きライセンス商品等の販売、提供、使用又は展示

2 財団は、前項各号のいずれかに起因する事由又はそれらに関連して生じた事由によりライセンシーが被るすべての損失について、一切の責任を負いません。

第 14 章 使用権許諾の取消及びその後の措置

(取消等)

第 34 条 財団は、ライセンシーが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、催告を行わないで書面の通知により、許諾書の効力を直ちに取り消し、ライセンシーに対してキャラクター・マーク等の使用を禁止することを命じることができます。

一 ライセンシーに次に掲げる事態が発生し、第 3 条第 1 項の適格者の要件を満たすことができなくなったとき

ア 手形又は小切手が決済できなかったこと

イ 仮差押、差押、競売又は強制執行の申立を受けたこと

- ウ 民事再生手続、破産、会社更正手続又は特別清算手続等の申立を受けたこと
 - エ その他、経営に大きな信用不安を抱えたこと
- 二 ライセンス商品等が第3条第2項の要件を満たすことができなくなったとき
 - 三 ライセンシー又はライセンス商品等が第3条第3項各号に掲げるいずれかの場合に該当することが判明したとき
 - 四 財団に提出した書類に虚偽の記載があったとき
 - 五 この要領の規定に違反してキャラクター・マーク等を使用したとき
 - 六 ライセンス使用料を支払期限までに財団の銀行口座に振り込まなかったとき
- 2 ライセンシーは、前項により許諾書の効力を取り消されたときは、財団に対する債務の期限の利益を喪失し、債務がある場合には、その全額を直ちに財団に現金で支払わなければなりません。

(廃棄処分)

第35条 ライセンシーは、前条第1項により許諾書の効力を取り消されたときは、流通及び在庫しているすべてのマーク付きライセンス商品等を速やかに回収して、その販売、提供、使用、展示等を禁止し、マーク付きライセンス商品等からキャラクター・マーク等を除去し、前条第1項の通知の日から起算して15日以内に、それらの商品を廃棄処分しなければなりません。

第15章 許諾書の効力失効及びその後の措置

(効力失効)

第36条 許諾書の効力は、次の各号に掲げるいずれかのときに消滅します。

- 一 許諾書に定められた許諾の有効期限が到来したとき
- 二 ライセンシーが許諾書を財団に戻したとき

(猶予期間)

第37条 ライセンシーは、許諾書の効力が消滅したときは、許諾の有効期限（ライセンシーが許諾書を財団に戻したときは、その戻した日）の翌日から起算して3ヵ月以内の期間（以下、「猶予期間」といいます。）に限り、消滅した時点において流通及び在庫しているマーク付きライセンス商品等を引き続き販売、提供、使用、展示等を行うことができます。

(廃棄処分)

第38条 ライセンシーは、猶予期間が終了したときは、その時点において流通及び在庫しているすべてのマーク付きライセンス商品等を速やかに回収して、その販売、提供、使用、展示等を禁止し、マーク付きライセンス商品等からキャラクター・マーク等を除去し、猶予期間が終了した日の翌日から起算して15日以内に、それらの商品を廃棄処分しなければなりません。

(許諾の有効期限の延長)

第 39 条 前 3 条にかかわらず、第 3 条の審査基準を満たす場合には、許諾書に定められた許諾の有効期限を延長することができます。

2 ライセンシーは、許諾書に定められた許諾の有効期限を延長しようとするときは、その期限が到来する日の前日までに、次の書類を財団に提出します。

一 許諾書の原本

二 別紙様式第 3 による「キャラクター・マーク等許諾書内容変更申請書」(以下、「内容変更申請書」といいます。) 2 通

3 財団は、ライセンシー及びライセンス商品等が引き続き第 3 条の審査基準を満たしていると判断できるときは、許諾の有効期限を延長します。この場合、許諾の有効期限を延長した旨を内容変更申請書の所定の欄に奥書きし、記名押印して許諾書に添付して、ライセンシーに戻します。その際、変更したデータにより作成した許諾書の副本をライセンシーに発行します。

第 16 章 雑則

(内容変更の手続)

第 40 条 ライセンシーは、許諾書の記載事項(ライセンシーの名称、住所、代表者名及び役職名に限ります。)に変更が生じたときは、速やかに、次の書類を財団に提出します。

なお、ライセンス商品等のデザイン変更、商品の追加等は内容変更の手続ではなく、新たな申請が必要となります。

一 許諾書の原本

二 内容変更申請書 2 通

三 3 ヶ月以内に発行された登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又はそれに準ずる変更が確認できる書面 1 通(同一の内容変更を同時に複数申請する場合には、申請数にかかわらず、1 通で差し支えありません。)

2 財団は、変更を確認し、内容変更申請書の所定の欄に記名押印して許諾書に添付して、ライセンシーに戻します。その際、変更したデータにより作成した許諾書の副本をライセンシーに発行します。

(軽微な内容変更)

第 41 条 ライセンシーは、許諾書の記載事項のうち連絡先(担当部署、担当者名、電話、FAX 及び e-mail のアドレスに限ります。)に変更が生じたときは、FAX 又は e-mail により、速やかに、その旨を財団に連絡します。様式は任意です。

2 財団は、連絡に基づき、連絡先のデータを修正し、変更したデータにより作成した許諾書の副本をライセンシーに発行します。

(特約等)

第 42 条 財団は、申請者の了解を得て、又は申請者の要望に基づいて、許諾書に特約を付することがあります。この場合、特約の規定がこの要領の規定に抵触するときは、特約の規定が優先します。

2 許諾書に記載された事項がこの要領に抵触するときは、その事項が優先します。

(要領の変更)

第 43 条 財団は、日本国の法令規則の改廃新設等により、この要領の一部を改正することがあります。

2 改正された内容は、原則として、新規の申請から適用します。

3 財団は、この要領を改正したときは、その内容をライセンシーに文書により通知し、必要がある場合には、その改正について、ライセンシーから承諾書を提出していただく場合があります。

(書類の提出先)

第 44 条 この要領に定める申請書類等の提出先は、財団の次の部署とします。

〒103 - 0015

東京都中央区日本橋箱崎町 4 1 - 1 2

KDX箱崎ビル 6 階

一般財団法人地球産業文化研究所

モリコロライセンスセンター

電話 03 - 3663 - 2500

FAX 03 - 3663 - 2301

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般法人の設立の登記の日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 7 日から施行する。